

国立大学法人電気通信大学事務系人事調整委員会規程

制定 平成22年3月19日規程第19号
最終改正 令和3年9月13日規程第20号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学の事務系職員及び研究教育マネジメント職員の人事案件について調整するため、国立大学法人電気通信大学役員会の下に、事務系人事調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成員)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 常勤の理事
- (3) 総務部長
- (4) 学務部長
- (5) 学術国際部長
- (6) 総務部人事労務課長

(委員会の運営及び議事)

第3条 学長は、委員長として委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、原則として、前条に規定する委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月21日規程第69号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第45号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月14日規程第9号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月13日規程第20号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。